被扶養者申告書〔引続・取消〕　一般調査用

被扶養者の状況について再確認を必要とする者に対し、この申告書を送付いたします。
再調査を要する時期は、扶養状況により異なります。
対象者の扶養状況をもれなく記入・選択し、提出してください。

引続又は**取消**に〇をつけてください。

⑨学生の場合
「卒業予定日」を記入してください。

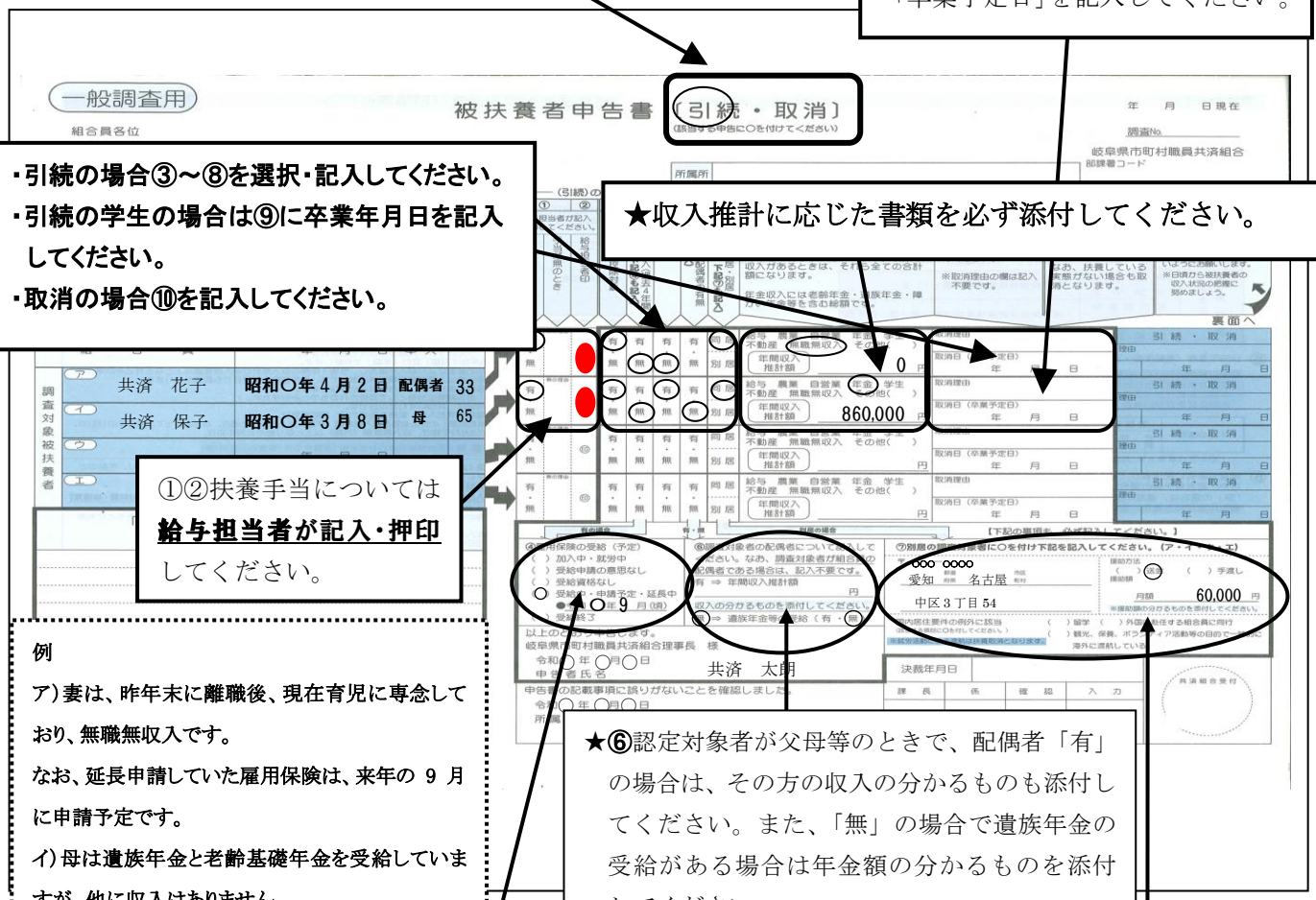

・引続の場合③～⑧を選択・記入してください。
・引続の学生の場合は⑨に卒業年月日を記入してください。
・取消の場合⑩を記入してください。

★収入推計に応じた書類を必ず添付してください。

①②扶養手当については
<u>給与担当者が記入・押印</u>
してください。

例
ア）妻は、昨年末に離職後、現在育児に専念しており、無職無収入です。
なお、延長申請していた雇用保険は、来年の９月に申請予定です。
イ）母は遺族年金と老齢基礎年金を受給していますが、他に収入はありません。

★⑥認定対象者が父母等のときで、配偶者「有」の場合は、その方の収入の分かるものも添付してください。また、「無」の場合で遺族年金の受給がある場合は年金額の分かるものを添付してください。

「引続」の場合は、必ず扶養状況を記入してください。

④過去４年前から現在において雇用保険加入有の場合、雇用保険の加入状況及び申請予定年月について記入してください。

⑦組合員と別居している者は、別居先住所、援助方法、生計援助額を記入し、毎月の援助額がわかる書類を添付※してください。
<u>送金の場合</u>：送金者、送金先及び送金額のわかる預金通帳等の写し
<u>手渡しの場合</u>：手渡しする現金を口座から引き出したことが分かる預金通帳（組合員名義）の写し
※「勤務形態（単身赴任）や出生により一時期実家で居住などの一時的に別居を余儀なくされる配偶者及び子」または、「国内の大学等に在学する子」は援助方法のわかる書類は不要です。
・援助額は１人につき毎月４万円以上必要
・施設入居者（特別養護老人ホームなど）の場合は、毎月２万円以上必要（施設名を記入させてください。）
・国内居住要件該当者（留学生など）は該当項目に〇を付してください。

引 続の場合

・①②については**給与担当者**が記入し、必ず押印してください。
・③～⑧の状況について選択・記入してください。
対象者に収入がある場合は、年金の振込通知書など収入に応じた書類を必ず添付してください。
・⑥の調査対象者が父母等のときに配偶者「有」の場合は、その配偶者についての年間収入額も確認しますので、被扶養者でない場合においても、収入の分かる書類を添付してください。
・⑨については、対象者が学生の場合には「卒業予定日」を記入してください。

取 消の場合

・⑨「取消理由・取消年月日」を記入してください。
・**「取消日がわかる書類」、「国民年金　第３号被保険者関係届」**（20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者の場合。【扶－９】参照）、**「組合員被扶養者証」（令和７年 12 月２日以降は添付不要）または「資格確認書」**を添付し提出してください。
（高齢受給者証が交付されている者は、併せて返納してください。）

【添付書類一覧】

被扶養者の状況	添　付　書　類
年 金 受 給 者	**★最新の年金額がわかるもの** ・年金決定（改定）通知書の写〔**年金額に変更があった場合**〕 ・年金振込通知書の写〔**年金額に変更がない場合**〕
給 与 収 入 者	調査依頼する時期や内容によって、以下のいずれか又は複数をご依頼いたします。 **★給与収入に係る年間収入推計額明細書【扶－７】** **【※直近の調査以降に就労開始した場合は必須　※勤務先の証明が必要】** **★直近６ヶ月分の給与支払明細書の写** **★源泉徴収票の写**
事 業 収 入 者 （営業・農業･不動産等）	・前年分「**確定申告書**」の写及び**★「収支内訳書」の写** ・「開業届書」の写〔前年から現在の間に事業開始している者〕 ・不動産賃貸契約書の写等 〔不動産収入があるが確定申告していない者〕 調査年の中途から事業を開始した方は、翌年確定申告後に再調査しますので、申告書に○年○月○日開業と記載してください。
雇用保険基本手当受給者 雇用保険受給期間延長者	・雇用保険受給資格者証の写（1 面～最終面） 〔基本手当受給中の者〕 ・雇用保険受給期間延長通知書の写〔受給期間延長中の者〕
傷病手当金受給者	支給明細書の写
利子、配当収入者	支払明細書の写又は最新の確定申告書の写
20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者が取消になるとき	**★国民年金第３号被保険者関係届【扶－８・９参照】**